

これからの幼児教育・保育

〜平成27年度からの「子ども・子育て支援制度」について〜



のびのび育つ
子どもたちへ!

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」の実施が予定されています。

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法（※1）」に基づいて、全国の各市町村がそれぞれの地域の実情に応じた子育て支援に関する事業計画を策定し、幼児期の教育・保育、子育て支援を総合的に推進して行く仕組みのことです。

新制度の施行により、幼稚園・保育所の入所方法などが、これまでと変わる場合があります。詳しくは決定次第、広報うわじまなどでお知らせします。



質の高い幼児期の
学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体として提供する「認定こども園制度（※2）」を改善し、

これまで複雑だった設置のための手続きの簡素化などを図ります。

保育の量的拡大・確保
教育・保育の質的改善

都心部では特に問題となっている、待機児童が発生している地域での施設整備などを促進します。

また、「保育所」の認可の仕組みを改善し、「地域型保育事業（※3）」に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすること、待機児童の解消を図ります。

さらに、保育の量とともに質の確保にも努め、職員の処遇や配置に関する改善などを図ります。

地域の子ども・子育て支援の充実

「放課後児童クラブ事業」「一時預かり事業」「地域子育て支援拠点



事業」などのさまざまなニーズに対応できるよう、子育て支援の充実を図ります。

宇和島市子ども・子育て会議

平成27年4月に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定に向けて、諮問機関として学識経験者、子どもの保護者、関係団体の関係者の皆さんで構成された「宇和島市子ども・子育て会議」を設置しました。

昨年末には、小学生までの子どもを持つ保護者に対してアンケート（二一ズ）調査を実施しました。今後は、国の示す基本指針やこの調査結果を踏まえながら、事業計画の策定を進めていきます。

（※1）子ども・子育て関連3法：
子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備などに関する法律（児童福祉法等の改正）
（※2）認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類）
（※3）地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類

【問合せ先】福祉課保育係 ☎24-11111 内線2139・2144